

集団指導における周知事項について（相談支援）

1 計画相談支援・障害児相談支援の充実等について～計画相談の推進に資する取組み～

【参考】計画作成総数に占めるセルフプランの割合について

	H28.3 末	H28.9 末
総合支援法部分	58.13%	54.17%
児童福祉法部分	83.59%	79.92%

(1) サービス等利用計画等の作成の効率的な実施に関する取組み～相談の推進に資する取組み
計画相談支援については、今後も計画相談支援事業者の受け入れ件数が飽和し混乱が生じな
いよう状況に留意しながら、必要な計画相談支援が的確に届くように進めていく必要がある。

- ・連携強化
- ・障害児支援ファイル「りんくる」の活用について
- ・計画相談支援リーフレットの活用について
- ・相談支援専門員等の増（サービス供給量の増加）（お願い）
- ・計画作成数の増

(2) サービスの質の向上 研修会の開催等

2 モニタリングの実施について

※別紙資料参照

3 請求事務における留意事項

※別紙資料参照

4 事業所の引き継ぎについて

※別紙資料参照

5 「計画相談支援・障害児相談支援マニュアル（H28.9.1）」の活用について

計画相談支援に関する実務等に関する共通のツールとして活用ください。

http://www.city.okayama.jp/hofuku/shougai/shougai_00167.html

6 マイナンバー制度と障害福祉サービスの利用について

平成28年1月以降、自立支援給付、障害児通所支援等の支給を申請する際の申請書の記載
事項等として、個人番号が追加されています。個人番号の取扱い等について、改めて事業所内

で周知いただくとともに、引続き、申請手続等において必要な援助等を行っていただくようお願いいたします。

なお、事業所の職員が、代行等して申請を行う場合に、申請者である障害者本人の心身の機能や判断能力の著しい低下等により、代理権の授与が困難な場合は、申請書等に個人番号を記載せずに申請を行ってください。

7 地域移行の推進について

※別紙資料参照

モニタリングの実施について

1 モニタリング期間について

モニタリング期間は、指定特定相談支援事業者の提案を踏まえ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。いわゆる「障害者総合支援法施行規則」（以下「規則」という。）に定める勘案事項や標準期間等を勘案して、対象者一人一人の状況に応じて、個々の対象者ごとに設定します。

■規則に定める勘案事項（規則第6条の16）

- ① 障害者等の心身の状況
- ② 障害者等の置かれている環境（地域移行等による住環境や生活環境の変化、家族の入院、死亡又は出生等による家庭環境の変化、ライフステージ（乳幼児期から学齢期への移行、学齢期から就労への移行等）の変化の有無等）
- ③ 総合的な援助の方針（援助の全体目標）
- ④ 生活全般の解決すべき課題
- ⑤ 提供されるサービスの目標及び達成時期
- ⑥ 提供されるサービスの種類、内容及び量
- ⑦ サービスを提供する上での留意事項

■標準期間（規則第6条の16）

- ① 新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があった者
→ 利用開始から3ヶ月間、毎月
- ② 在宅の障害福祉サービス利用者（障害児通所支援を含む）又は地域相談支援利用者
→ 6ヶ月ごと
ただし、以下の者（従前の制度の対象者）を除く。→ 毎月
 - ・障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
 - ・単身の世帯に属するため連絡調整を行うことが困難である者
 - ・常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるものうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者
- ③ 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援
→ 1年ごと

標準期間は、期間の標準（目安）です。モニタリング期間は、一律の基準により決定されるものではなく、個々の利用者の状況に応じて決定するものであることから、よりきめ細かいモニタリングの実施が必要と認められる場合には、これに応じた期間設定をすることが考えられます。厚生労働省は、標準期間より短い2、3月ごとに実施することが考えられる場合を、「きめ細かいモニタリングの実施が必要な対象者（標準期間よりきめ細かに2、3月ごとにモニタリングを実施する取扱いとするもの）」として例示しています。なお、この場合も、（一律に判断するのではなく）対象者の個別の状況により判断することになります。

例（抄）

（計画相談支援）

- ・生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・利用する障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者

（障害児相談支援）

- ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者
- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

また、岡山市では、勘案事項、標準期間等を勘案し、次の期間（標準利用期間より長い期間）が相当と認められる場合（当該期間で支障が生じるおそれが認められない場合を含む。）には、次のモニタリング期間を目安として決定します。

- ・新規・・・2ヶ月目、6ヶ月目、1年後または更新時
- 更新・・・6ヶ月目、1年後（更新時）

※手厚い支援が必要な利用者については、必要に応じモニタリングを実施

※相談支援充実に資するよう計画相談支援本来の趣旨に沿った取扱いが前提であるので、支給決定後であっても、きめ細かいモニタリングの必要性が生じた場合には、その必要性に応じて実施する必要があります。

※相談支援専門員がモニタリングを効果的、効率的にわかりやすく実施できるようモニタリング期間の目安を例示したものです。これは、計画相談支援の効率的な実施と質の向上を目的とする取組みの一つで、今後も障害者等自立支援協議会等の意見を踏まえながら、計画相談支援の推進を図る必要がありますので、その旨ご理解ください。

2 対象者一人一人の状況に応じたモニタリング期間の必要性の確認について

モニタリングの期間は、その必要性を勘案し、岡山市が決定します。必要性の確認とは、申請のあった期間の妥当性を確認することです。

例えば、よりきめ細かいモニタリング期間を設定するような場合、次のような視点から確認を行います。

■モニタリングの必要性についての確認の視点

次の事実があるか。また、サービスに著しい変更や連絡調整への対応として、きめ細かいモニタリングを実施する必要性が、個別具体的に認められるか。

【例】

- ・支給決定又は支給決定の変更によるサービスの種類、内容又は量の著しい変動
- ・単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である状況

※単に利用者と接触したとか、利用者の相談に乗ったとか、利用者の求めに応じ、なにがしかの支援を行なった等だけでは、モニタリングの対象とならない。

※サービス利用の必要性が大きく変わった場合には、その時点で変更申請を検討することができる。

申請のあった期間の妥当性（必要性）を確認するため、そのことを証明する具体的な根拠（事実等）が記入された書類を提出していただく等、岡山市が指示した方法により示していただきます。また、相談支援専門員の意見等には、客観性が担保されている必要があります。

客観性のある意見

■提出いただく書類の例

サービス担当者会議の議事録、基本情報、アセスメントの記録、ケース記録、モニタリング結果その他モニタリング期間設定の変更の必要性を確認することができる利用者の心身の状況等の変化等を確認できる書類であって、岡山市が必要と認めるもの。

お願いさせていただく書類は、確認させていただく内容に応じ異なりますが、提出いただく前に、書類記載内容から必要性等を確認することができるかどうか、確認のうえ提出ください。

なお、支給決定後であっても、厚生労働省が示すようなきめ細かいモニタリングの必要性が生じた場合には、その必要性が確認し、これに応じたモニタリング期間を決定します。この必要性の確認は、書類を提出いただく等、岡山市が必要と認める方法により行うこととなります。支給決定機関の指示に従って手続きを進めてください。

緊急を要する場合等には、実施後に確認させていただくこともできますが、必要性、緊急性が確認できない場合には、モニタリングとして認められませんので、ご注意ください。

3 参考（変更申請とモニタリング期間の変更について）

(1) サービス種、支給量の変更 ⇒ 法24条（支給決定の変更の申請（申請書の提出））

(2) モニタリング期間を設定し直す必要がある場合（変更申請は不要）

※変更決定の場合も、サービス等利用計画案の提出依頼等については、支給決定の場合と同様に行うこととなります。

※参考 事務処理要領 P87、介護給付等の支給決定等について（平成19年3月23日障発032302）等

計画相談支援給付費の請求事務における留意事項

事業者が国保連に伝送する請求情報における「モニタリング日」と岡山市が決定する支給決定台帳における「支給決定期間」の齟齬により、当該請求が「返戻」となるケースが散見されます。請求情報における「モニタリング日」についての岡山市の取り扱いは次のとおりです。

事業者が使用する請求システム（例：国保連・電子請求受付システム）の種類によらず、入力画面上の項目名「モニタリング日」は共通しているものと推測される。
 岡山市の運用における請求日は、
 ○サービス利用支援費に係る請求日＝サービス等利用計画案を支給決定窓口（福祉事務所等）に提出した日
 ※新規申請の場合、計画相談支援としてのサービス有効期間の開始日となる。
 ○継続サービス利用支援費に係る請求日＝実際にモニタリングを実施した日

【計画相談マニュアル抜粋】 P16

- ①サービス利用支援費を請求できるタイミング
 サービス利用支援費を請求できるようになるのは、市町村から障害福祉サービス等の支給決定を受けた後に、サービス担当者会議を踏まえた利用計画を作成し、利用者から文書により同意を得た時点。
 ②継続サービス利用支援費を請求できるタイミング
 継続サービス利用支援費を請求できるようになるのは、受給者証に記載されたモニタリング期間に基づき、利用者の居宅等を訪問し利用者若しくは障害児の保護者と面談を行い、記録を作成した時点。

＜支給決定サンプル＞ ※岡山市福祉総合システム（支給決定台帳）への入力情報

申請区分	サービス決定内容	支給決定期間	支給量
新規申請	短期入所	H28.4.1 ～ H28.11.30	5日
	就労継続支援B型	H28.4.1 ～ H28.11.30	原則日数
	計画相談支援	H28.2.15 ～ H28.11.30	—

事業所名	モニタリング期間（年月）	モニタリング間隔
相談支援●●	H28.4 ～ H28.11	6月ごと

＜受給者証＞抜粋

(五)

計画相談支援給付費の支給内容

支給期間	平成28年 2月から 平成28年11月まで
指定特定相談支援事業所名	
モニタリング期間	6月ごと（平成28年 4月～平成28年11月）
予備欄	ただし、二か月目にモニタリングを行うこと。

計画相談支援の支給決定期間
サービス等利用計画案の受理日を含む月が始期月

いわゆる「本体サービ」の有効期間と同一。
モニタリング期間の始期月が「一か月目」となる。

＜国保連・簡易審査システム（市町村版）＞ 請求書情報

(様式10)

計画相談支援給付費請求書情報

提供年月	平成28年2月				
市町村番号	331009				
請求事業者	指定事業所番号				
	住所 (所在地)				
	電話番号				
	名称				
項番	24	支給決定障害者等		請求額計算欄	
		受給者証番号		サービスコード	521111
		モニタリング日	平成28年2月15日	単位数	1611
		支給決定者氏名カナ		単価	10.180
		支給決定児童氏名カナ		請求額	16,399 円

サービス等利用計画案の受理日（請求対象となるサービス提供日）
 ※請求できるタイミングは、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画を作成し、利用者から同意を得た時点。
 サービス等利用計画案の受理日と同月もしくは翌月に請求可能となることが想定される。

事業所の引き継ぎについて

諸事情により利用者が契約する事業者を変更する場合、契約変更前後のそれぞれの事業者における請求の可否についての詳細は、「相談支援 Q&A」をご参照ください。

下図は、「Q&A」の該当項目を参考にまとめたものです。

※ 表中の「サービス」は「サービス利用支援費」を、「継続」は「継続サービス利用支援費」を表しています。

【契約変更した場合】問 52

	事業所が変更となった月の状況	請求可否
A 事業者	モニタリング月ではない。	請求不可
↓変更理由等	A 事業者の廃止や利用者の市内転居等。	—
B 事業者	A 事業者からサービス等利用計画を引き継いだ。 モニタリング(利用者との面接や担当者会議)を行った。 契約事業者の変更ならびにモニタリング月の変更について支給決定窓口(福祉事務所等)に届け出た。	請求可能 (継続)

【契約変更した場合】問 59

	事業所が変更となった月の状況	請求可否
A 事業者	継続利用支援を行った。 ※転居等に関する利用者の意向を確認することが必要。	請求不可
↓変更理由等	利用者の市内転居等。	—
B 事業者	継続利用支援を行った。	請求可能 (継続)

【契約変更した場合】問 60

	事業所が変更となった月の状況	請求可否
A 事業者	本体サービスの終期月において継続サービス利用支援を行った。	請求不可
↓変更理由等	—	—
B 事業者	A 事業者による継続サービス利用支援が実施された後に、サービス利用支援を行った。	請求可能 (サービス)

【契約変更した場合】問 61

	事業所が変更となった月の状況	請求可否
A 事業者	サービス利用支援を行った。	請求可能 (サービス)
↓変更理由等	A 事業者の廃止や利用者の市内転居等。	—
B 事業者	A 事業者からサービス等利用計画を引き継いだ。 モニタリング(利用者との面接や担当者会議)を行った。	請求可能 (継続)

障害者の地域生活への移行の推進について

「障害者の地域生活への移行の推進」は、第4期岡山市障害福祉計画の基本的方向にも位置付けられており、障害者の地域移行を進めるとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の地域における安全安心な生活を確保するため、障害者の生活を地域全体で支える体制を整えていく必要があります。

そのためには、地域の社会資源が整備されるだけでなく、現存する社会資源を有効かつ効率的に活用し、様々な支援が切れ目なく提供されることが重要です。地域において支援に携わる一人一人が、認識を共有し、それぞれの強みを発揮するとともに、それぞれが有機的に結びつく（連携する）ことにより、一層の効果が見込まれますので、ご理解とご協力をお願いします。

1 拡充が求められる主な事項

(1) 相談支援の充実

- ・ 障害者の日常生活を支える相談支援の充実
- ・ 地域定着支援、地域移行支援の拡充
- ・ 計画相談支援等の拡充によるケアマネジメント機能の充実

⇒ライフステージを繋ぐことのできる一貫性のある適切な支援（サービス）の提供

(2) 障害福祉サービス等提供体制の充実

- ・ 居宅介護、生活介護、地域生活支援事業等の拡充
- ・ 共同生活援助事業の拡充

⇒事業所数の増、ソフト面の強化(次のライフステージを見据えたきめ細かい支援・個別支援計画)

(3) 障害者自立支援協議会、関係機関等のネットワークを活用した地域の支援力の向上

⇒連携強化（効率的、効果的な地域支援体制）、啓発（障害に対する理解等）

⇒“連携とつなぎ”の強化

2 第4期岡山市障害福祉計画の基本的方向とは【参考】

障害福祉サービス等に係る目標及び必要量の見込を定めるに当たり、さらに考慮すべき事項として「基本的方向」が定められています。これまでの障害福祉計画の考え方を踏襲し、国の障害福祉計画の目標に沿った形で整理したものです。

(1) 相談支援体制の充実 支援の入口となる相談支援体制全体を充実し、障害者の自立した生活を支えるとともに、障害者の抱える課題の解決や適切なサービスの利用を図ります。

(2) 地域生活への移行の推進 居宅介護、重度訪問介護などの訪問系サービス及び生活介護などの日中活動系サービスを保障するとともに、共同生活援助の拡充を図り、障害者の地域での生活を支援する体制を整え、施設や病院から地域生活への移行の推進を図ります。

(3) 一般就労への移行の推進 障害者に対する就労支援を強化し、福祉施設から一般就労への移行を促進します。